

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	障がい福祉に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松市は、障がい福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる危険を軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

障がい福祉に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先の情報保護管理体制の確認及び秘密保持に関して契約に含めることにより万全を期している。

評価実施機関名

小松市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい福祉に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく関係事務。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供であって主務省令で定めるもの。</p> <p>②身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>③身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>⑤知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p>
③システムの名称	総合福祉システム、中間サーバー、番号管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
総合支援給付管理ファイル、児童施設通所管理ファイル、身体障害者福祉ファイル、知的障害者福祉ファイル、精神障害者福祉ファイル、自立支援医療管理ファイル、補装具管理ファイル、日常生活用具管理ファイル、地域生活支援事業ファイル、手当支給ファイル、特別児童扶養手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の8、11、12、14、34、46、47、84の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第12条、第14条、第25条、第37条、第38条、第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報の情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の9、12、15、16、19、26、27、28、30、31、54、55、56の2、57、79、85、87、106、109、110、116、119、120の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の3の2、第44条、第53条、第55条の2、第55条の3、第59条の2、第59条の3</p> <p>【特定個人情報の情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の10、11、12、20、25、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第14条、第18条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	予防先進部 ふれあい福祉課
②所属長の役職名	ふれあい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 管財総務課 契約・法制担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT改革課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月26日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月25日 時点	平成28年9月23日 時点	事後	重要な変更項目でないため
平成30年1月19日	I 関連情報5 評価実施期間における担当部署 ②所属長	ふれあい福祉課長 中谷 敬二郎	ふれあい福祉課長 竹田 直樹	事後	重要な変更項目でないため
平成30年1月19日	I 関連情報4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の16、19、26、27、28、30、31、54、55、56の2、57、79、85、87、106、109、110、116、119の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第12条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第44条、第53条	【特定個人情報の情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の9、12、15、16、19、26、27、28、30、31、54、55、56の2、57、79、85、87、106、109、110、116、119の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第44条、第53条、第55条の3、第59条の3	事前	情報連携データ標準レイアウト平成30年7月版対応見直し
平成31年2月6日	I 関連情報4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の9、12、15、16、19、26、27、28、30、31、54、55、56の2、57、79、85、87、106、109、110、116、119の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第44条、第53条、第55条の3、第59条の3 【特定個人情報の情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の10、11、12、20、25、53、67、68、69、85、108、109、110の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第9条、第10条、第14条、第18条、第27条、第37条、第38条、第55条	【特定個人情報の情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の9、12、15、16、19、26、27、28、30、31、54、55、56の2、57、79、85、87、106、109、110、116、119、120の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の3の2、第44条、第53条、第55条の2、第55条の3、第59条の2、第59条の3 【特定個人情報の情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の10、11、12、20、25、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第14条、第18条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	事前	情報連携データ標準レイアウト平成31年6月版対応見直し
平成31年2月6日	I 関連情報1 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	総合福祉システム、中間サーバー	総合福祉システム、中間サーバー、番号管理システム	事後	見直しによる修正
令和1年6月25日	I 関連情報8 特定個人情報の取扱いに関する問合せ	総合政策部 ICT推進課	総合政策部 ICT改革課	事後	所属名変更によるもの
令和1年6月25日	IVリスク対策		追加	事後	様式変更
令和1年6月25日	I 関連情報5 評価実施期間における担当部署 ②所属長	ふれあい福祉課長 竹田 直樹	ふれあい福祉課長	事後	様式変更
令和3年9月1日	I 関連情報7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行政管理部 総務課 法制担当	総合政策部 管財総務課 契約・法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	I 関連情報4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の9、12、15、16、19、26、27、28、30、31、54、55、56の2、57、79、85、87、106、109、110、116、119、120の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の3の2、第44条、第53条、第55条の2、第55条の3、第59条の2、第59条の3 【特定個人情報の情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の10、11、12、20、25、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第14条、第18条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	【特定個人情報の情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の9、12、15、16、19、26、27、28、30、31、54、55、56の2、57、79、85、87、106、109、110、116、119、120の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の3の2、第44条、第53条、第55条の2、第55条の3、第59条の2、第59条の3 【特定個人情報の情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の10、11、12、20、25、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第14条、第18条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	事後	番号法の改正によるもの